

決議 .7 湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン

1. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告 4.10 及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議 5.6 及びその付属書を想起し、
2. さらに、締約国がこの条約及び賢明な利用の実施を支える活動を保証するために、賢明な利用のためのガイドライン及び「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.1、行動 2.1.1 が、締約国に対して法制度と実施状況の見直しを行うよう要請していることを想起し、
3. 今回の締約国会議への国別報告書で、湿地保全と賢明な利用の促進を保証するために、45 の締約国が法制度の見直しを行っているとの助言が与えられたことに留意し、
4. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題するこの決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
5. 締約国が湿地関連の法制度の見直しを行う際の一助となるガイドラインを整備できるように、IUCN の環境法計画、並びに、特にケーススタディ及びこの決議の付属書の著者らが、経験に基づいてまとめた助言及び手引きを提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

6. 「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、まだこのような見直しを行っていない締約国に対して、この活動を最優先するよう要請する。
7. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する決議 .6 の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
8. 法制度の見直しの実施中または計画中の締約国に対して、その見直しが湿地保全に対する制約及び賢明な利用の実施に対する制約を取り除くことを目的とするだけでなく、賢明な利用という義務を果たすための効果的な適用を支援する、積極的な奨励措置の導入を保証するよう奨励する。
9. また、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)等、この条約で採択された加盟国のための他のガイドラインの要素を、国家湿地政策またはそれと同等の方策の可能な箇所に統合するよう、締約国に奨励する。
10. さらに開発途上国及び市場経済移行国において、ここに付属するガイドラインの適用につながるプロジェクトと、法制度の結果的な見直しに対する支援を優先するよう、開発援助機関に要請する。